

よくある質問と回答

No	質問	回答
1	医療費助成のオンライン資格確認・PMHとはどのようなものか。	小児慢性特定疾病等の医療費助成制度において、マイナンバーカードを受給者証として利用し、オンラインで資格確認を行うための医療機関及び自治体との情報連携を実現するためのシステムで、政府において開発・運用されています。詳細については、添付資料「医療DXの更なる推進について」をご確認ください。
2	医療費助成のオンライン資格確認におけるシステム改修は義務か。補助申請をしなくてはならないのか。	PMHへの対応のためのシステム改修は義務ではなく、現在は法律に定められているものでもありません。国が令和8年度からPMHを全国展開するにあたり、厚生労働省及びデジタル庁が、先行実施する医療機関等に対してシステム改修のための補助金を整備したものです。
3	難病に関する山梨県からの同様の調査はないが、甲府市だけが補助金制度を周知しているのか。	甲府市は小児慢性特定疾病医療費助成においてPMH先行実施団体となっているため、甲府市の指定医療機関等のみが厚生労働省の補助金の対象となります。
4	小児慢性特定疾病医療費助成の分野におけるレセプトコンピューター改修についてのみが補助金の対象となるのか。難病や自立支援医療の分野については別途補助金があるのか。	小児慢性特定疾病医療費助成のためのシステム改修だけでなく、難病及び自立支援医療の医療費助成に關してのシステム改修も今回調査の対象となります。医療費助成制度の種類に限らず、医療機関の改修内容は同一となる認識です。例えば小児慢性特定疾病の補助金で改修した場合であっても、PMH本格実施に向けて対象制度が増えた場合は、増えた対象制度の情報も確認することが可能です。
5	デジタル庁の補助金と厚生労働省の補助金は何が異なるのか。	いずれも医療費助成のPMH対応におけるシステム改修を対象とした補助金となりますが、申請方法や補助額が異なります。 デジタル庁 補助金：定率補助（病院：28.3万円、大型チェーン薬局：3.6万円、診療所・薬局：5.4万円をそれぞれ上限とする） 申請方法：診療報酬支払基金ポータルサイトで申請 厚生労働省 補助金：定額補助（病院：100万円、診療所・薬局：30万円をそれぞれ上限とする） 申請方法：甲府市へ申請
6	補助金対象範囲は。	レセプトコンピューターの改修に係る部分が補助金の対象となります。

No	質問	回答
7	デジタル庁の補助金と厚生労働省の補助金は両方に申請することが可能か。	PMHに関する補助金についてはデジタル庁もしくは厚生労働省のどちらかから補助となります。両方の補助金を受け取ることはできません。 なお、改修箇所が異なる場合は双方に申請を行うことは可能です。(PMHは厚生労働省分、マイナンバーカードの診察券対応はデジタル庁、など)
8	今回所要額を回答したら、補助金を受け取ることができるのか。	今回の所要額調査は補助金の給付を確約するものではありません。 厚生労働省が各自治体に交付する補助金の額に応じて、補助金交付の有無や額が変更となります。
9	既に改修した分についても補助金の対象となるのか。	厚生労働省の補助金については、補助金申請を甲府市へ提出してから改修に着手したものが対象となります。項番14についても参考としてください。
10	システム改修の要件は。	添付のデジタル庁「医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用の推進について」及びデジタル庁ホームページをご確認ください。
11	いつまでに対応を完了させる必要があるのか。	令和6年度中にシステム改修を完了し、PMHとの連携を開始する必要があります。
12	令和7年度以降のシステム改修に対して補助金はあるか。	現時点では未定となっています。
13	補助金の申請に条件はあるか。	下記の条件を満たす医療機関が対象となります。 ①甲府市内にある指定医療機関（訪問看護は除く）であること ②小児慢性特定疾病実施事業に関連し、厚生労働省が行う調査等への協力の求めがあった場合に应じること ③小児慢性特定疾病実施事業に関連し、厚生労働省が行う先行版上限額管理システムの稼働・実証への協力の求めがあった場合に应じること ※先行版上限額管理システム：これまで紙で配布されている自己負担上限額管理票について、将来的に電子的に管理するための上限額管理システムの簡易なプロトタイプ版 なお、既にPMHに係るレセプトコンピューター改修についてデジタル庁の補助を受けている医療機関は対象外となります。

No	質問	回答
14	厚生労働省の補助金に関する今後のスケジュールは。	<p>～8月31日：所要額調査 12月中旬：甲府市から補助金申請受付通知発出 12月中旬～1月末：補助金申請受付 1月～3月：医療機関においてレセプトコンピューター改修及び甲府市へ完了報告 4月～5月：補助金の給付</p> <p>なお、完了報告の際には①領収書（写）・②領収書内訳書・③仕様要件を満たした改修が行われたかを確認するチェックシートを提出していただきます。</p>

No	質問	回答
以下はデジタル庁における令和5年12月26日自治体向け説明会を踏まえたQ&Aから抜粋		
15	PMH先行実施の参加に当たり、受給者証を廃止しなければならないのか。受給者証と併用しても差し支えないか。	先行実施事業においては、受給者証の廃止までは想定しておらず、また、廃止を求めるものではありません。受給者証との併用を想定しています。
16	仮に、受給者証の券面記載事項の保険証情報が、マイナ保険証として登録されている情報と異なる場合はどうなるのか。エラーがでるのか。	オンライン資格確認の実施に当たっては、保険者からの保険証情報のみ医療機関に提供されます。レセプトコンピューターの自動計算に当たっても受給者証の券面に記載がある保険証情報は使用されていないものと認識しており、システム上のエラー等が表示されるような使用にはなっていません。 PMH対応のためのレセコン改修に当たっては、レセコンの画面上で受給者証の券面情報について、従来と同様の確認ができるような形での対応をお願いしています。 なお、保険証情報を含む受給者証の券面記載事項については、医療費助成の申請又は更新手続きの段階で確認されたものが記載されているものと認識しています。
17	PMHに受給者証の情報を登録する際、本人同意は必要ないのか。	PMHへの登録時に本人同意は不要です。なお、PMHから医療機関等に受給者情報が提供される際はオンライン資格端末上で本人同意がある場合のみとなります。
18	本人同意なくPMHに受給者証情報を登録することは、番号法個人情報保護法上の問題はないか。	デジタル庁が、参加自治体から、PMHを利用した「情報連携業務に関する委託」を受ける形となり、当該委託関係に基づき資格情報を提供いただきますので、番号法、個人情報保護法上も問題はありません。
19	令和6年度に医療費助成に係る医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、令和7年度以降、PMHの対象となる医療費助成が追加された際には再度改修を行う必要があるのか。	必要ありません。医療機関等のシステム改修を行った場合、PMHの対象となる各医療費助成制度への対応が可能となるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度追加の都度、何度も改修する必要はありません。
20	医療機関等向け補助金について、国からどのような周知が行われているのか。	医療機関等に対するデジタル庁補助金の内容については、昨年11月に、厚生労働省から日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に対して情報提供するとともに、各会員への周知を依頼しております。 令和6年1月上旬には、診療報酬支払基金から医療機関等に対してデジタル庁の補助金に係るリーフレットが送付されています。リーフレットの内容については、同内容のものが厚生労働省HPにも掲載されていますので、下記URLを参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001190717.pdf また、令和6年1月12日に厚生労働省主催のオンラインセミナー（アーカイブ配信あり）等での広報を実施しています。 なお、厚生労働省補助金の対象経費等の詳細は検討中となりますので、具体的な内容は今後お示しする予定です。

No	質問	回答
21	デジタル庁補助金と厚生労働省補助金は、いずれか一方のみ申請可能か。	貴見のとおりです。厚生労働省補助金について、現在具体的な要件は検討中となります。なお、厚生労働省の補助金については、医療機関等に対して自治体が行う補助事業に対して10/10補助を行うものですが、医療機関等にとってはデジタル庁補助金よりも補助額が有利になります。なお、厚生労働省の補助金については、先行実施において難病、小児慢性、自立支援医療のいずれかに参加いただいた自治体が対象になりますので、先行実施への参加と合わせて是非ご検討下さい。
22	PMHについて、いずれは全国すべての自治体で導入しなければならないのか。導入する必要があるのであれば何年くらいまでを目途に考えているのか。	対象となる公費負担医療制度について、全ての自治体に参加する形の全国的な運用開始は、令和8年度以降を想定しています。 具体的には、制度的な対応も含め制度所管省庁において今後の在り方を検討中です。 なお、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）においては、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとされています。
23	今後、医療機関・薬局に対して、指定医療機関の要件の見直し等によりPMHへの参加を義務付ける予定はあるか。	令和6年度先行実施においては想定していません。義務付けの有無については、各制度の考え方によるところであり、制度所管省庁において今後の在り方を検討中です。